

第25回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和7年6月13日（金）13時30分から14時30分

2 開催場所 大津市役所 新館7階 大会議室

3 出席農業委員（18名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	濱田	博之	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	本郷	忠史	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	安井	善次	委員

4 欠席農業委員（0名）

5 会議に出席した農地利用最適化推進委員（4名）

奥村	明之	委員
小谷	弥三郎	委員
西村	和彦	委員
山中	一仁	委員

6 説明員（0名）

7 傍聴人（0名）

8 議事日程

- 議案第108号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第109号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第111号 民事執行法による競売の買受適格証明書及び農地法第3条許可について
議案第112号 大津市農政審議会委員の推薦について
報告第137号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第138号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第139号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

9 事務局

事務局長、次長、係長、主査、主査

10 議事概要

事務局長 定刻となりましたので、第25期第25回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に、大津市農業委員憲章を斉唱いたしますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前からの議席番号順となっております。本日は、議席番号9番上田雄亮委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

会議全体の司会進行は、副会長の輪番制となっております。本日は、中部選出の副会長であります小谷英利委員にお願いいたします。この後の進行について、よろしくをお願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、全委員にご出席いただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをここにご報告を申し上げます。

それでは、会長からご挨拶を賜ります。よろしく申し上げます。

濱田会長 < 会長挨拶 >

副会長 ありがとうございました。

それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長

それでは、着座で進めさせていただきたいと思います。

議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、議席番号と名前を述べていただいた上でご発言いただきますようよろしくお願いします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようよろしくお願いしますを申し上げます。

議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力のほどお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

16番 石津 正嗣 委員

18番 安井 善次 委員

よろしくお願いします。

ただいまから議事に入ります。

お手元に農地法第3条、第4条、第5条の許可要件を説明した資料を備えていますので、許可、不許可の判断資料としてご活用ください。

なお、本テキストは次回の総会でも使用しますので、持ち帰らないようご注意をお願いします。

まず初めに、議案第108号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1の小野につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員

先月の5月26日に推進委員と譲受人とで現地を確認させていただきました。今回該当している農地の周辺も譲受人が持っておられまして、果樹を植えられていたりとか、ハウスの中の農機具等を置いておられたりして、買われた後どうしますかっていう話で、果樹を植えるということをおっしゃっておられました。実際、持ち主の方も長い間耕作をされていない状況で、今後どうしていこうか非常に悩まれてた経緯も知っていますので、今回譲受人がまとめて購入され、一帯利用されるということですので、問題ないかと思えますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.2の本堅田一丁目につきましては、地元委員よりご意見を
お願いいたします。

委員 2番の説明をさせていただきます。
去る6月9日、譲受人と、そして推進委員、私の3名が現地の確認をさせ
ていただきました。当該地は進入路が道路幅大体1mくらいということで非
常に狭い、そういうところでございますし、そしてまた現地の状況につい
ては資料の8ページでございます写真のとおりでございますが、この間行っ
たところでは、もう全面草だらけという状況でございます、もう背丈が大体
30cmから40cmの草が一面に生えておりました。

譲受人のお話によりますと、手作業で草をまず刈りまして、そしてスコッ
プとくわで耕していく。その後、夏野菜を中心に栽培をしていくというこ
とでございますけども、その草刈りとか、あるいはスコップ、くわを使って耕
すことについては、お友達が近くに2人おいでになるそうで、その方の力も
借りながらやっていくということでございますので、非常に農業に対する強
い思いを持っておられるなというように感じましたので、問題はないと判断
をいたしました。ご審議のほうよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.3の里一丁目につきましては地元委員よりご意見をお願い
いたします。

委員 この6月6日、地元推進委員と譲受人3人で現地調査を行いました。
譲受人は、従来から譲渡人の農地を耕作されておりました、今回譲渡人の
ほうから代えてくれというような要請もありました。

従来から水稻耕作をされてますので、今年も〇〇番と〇〇番については既
に田植が終わっております。〇〇番につきましては、水の便がちょっと悪
くて作付できなかったということで、今年は野菜を植える予定をされてま
す。〇〇は〇〇への進入路として現在使っておられまして、畑の予定です
が、ここを畑にしてしまうと〇〇へ入れないということで、当面進入路と
して使う予定であるということです。状況を見ますと、従来からこのような使
い方をされてますので、このまま申請は認めてもよいかと思われま
す。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
これに関しまして何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ご意見等もないようですので、お諮りします。
No. 1 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第108号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第108号No. 2 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第108号No. 3 は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第109号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、5月26日に実施いたしました現地調査を一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委 員 まず、1番の農地ですが、これは先代が昭和38年に〇〇工場を経営するため、農地転用許可を受けて宅地造成した際に、どうも他人の土地まで造成して〇〇工場の敷地の一部として利用を始められたようです。真の所有者からは何ら異議の申立てもなかったようでして、この状態が20年以上継続したことで昭和60年2月17日に時効成立として、当該の土地を取得することになりましたが、土地が農地であることまでは気づかず、今回農地であることに気づいて転用申請を行うに至ったものです。

この土地が昭和38年から今日に至るまで、真の所有者の間で紛争もなかつ

たと思われることから、土地利用状況にも全くの変更がないこと、周辺の土地への影響もないことと認められることから、この申請は認めてもええかと思われま

す。
2番は、現在の土地所有者は、平成8年12月13日に前所有者との間で立会確認の上売買により取得されたものですが、形状が長方形ではなく、29ページの赤線のように弓なりになっていましたので、今回実態に即した形状になるように調整するに当たり、農地が含まれていることから今回の申請に至ったものです。これも特に周辺には問題はないと思われま

す。
3番は、宅地の中にある庭です。長年農地として利用されていた形跡は全くありません。日本庭園の一部になってま

す。
申請書の面積を見てもらっても分かると思いますが、急傾斜地の狭小地であります。これを元の状態というのはとても無理ですので、この申請もまた認めても差し支えないと思われま

す。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員のご意見をお伺いします。
No.1の北小松につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 この件は、5月26日に一日立会委員、推進委員、事務局2名、そして私の5名で現地調査を行いました。
内容はそれぞれご説明がありましたので重複するところは省きますが、〇〇工場への進入路、そして長年使用されているということで、できましたら寛大なご決裁をいただきたいと思

います。
よろしくご審査いただきますようお願いを申し上げます。
以上です。
議長 ありがとうございます。
続きまして、No.2の南船路につきましては、地元委員よりご意見をお願いいた

します。
委員 一日立会委員、職員2名と推進委員と申請者の業者の方で立会いをさせていただきました。

この土地は何かもともと田んぼの持ち主同士で交換されたということで、そのときに隣の方と、もう一つ現在申請された場所が〇〇さんという方が持ち主として、その〇〇さんと業者で取引をされた段階でこのような長方形の形でされた。それに申請が伴ってなかったというもので、年数がもう、平成8年からですから、30年近くたって申請がありました。現状は、周りの農地は全然耕してない場所ですので、今後も周りに影響することはないかと思

いかと考えますんで、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.3の葛川梅ノ木町につきましては、地元委員よりご意見を
お願いいたします。

委員 今回の件に関しましてですが、5月26日、事務局2名と私、一日立会委員、
そして推進委員の方と申請者の代理人の方で立会いを行わせていただきました。
こちらの件に関してなんですが、顛末書にも書かれてますとおり、昭和
10年代にもう既に農地から住宅を建てられるということで、1つは農地法が
できる前の状態であったということと、もう一つの〇〇番地に関しまして
は、工事からのそのままの流れで使用されてるということでして、周りにも
農地がなかったことと、長年このまま使われてて、それに対する不具合とい
うものはないということで、今回は顛末案件ではございますが、問題ないとい
うふうに感じましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
以上です。

議長 ありがとうございます。
何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。
ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 ご意見等もないようですので、お諮りします。
No.1について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第109号 農地法第4条第1項の規定による許可申
請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第109号No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第109号No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、5月26日に実施いたしました現地調査を一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委 員 非常に何かこの顛末書を読んでも難しい問題があって、所有権のところを見ると、なかなか理解ができないんですが、ここの農地自体はかなり古い前所有者が〇〇さんだった時代に既に隣の土地と一緒に造成が行われておりまして、その状況から考えますと、今回現況に合わせた申請が出てきたものということで、認めざるを得ないかなというふうに考えております。
簡単でございますが、以上です。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員のご意見をお伺いします。
No.1の小野につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 もう一日立会委員と事務局のほうで説明していただいたとおりです。現状でも利用されるってということと、他周辺農地にも影響もないということですので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
これにつきまして何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ご意見等もないようですので、お諮りします。
No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第111号 民事執行法による競売の買受適格証明書及び農地法第3条許可についてを議題といたします。
なお、公正な入札執行のため本日知り得た情報は一切口外しないよう留意をお願いいたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
傍聴人さんの件はいかがですか。

事 務 局 皆さん推進委員さんですので、大丈夫です。

議 長 分かりました。
それでは、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。
No.1の真野家田町につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 今回、このNo.1の件ですけども、6月1日に推進委員、私と譲受人の3人で現地調査させていただきました。
現地で〇〇さんからいろいろ説明を聞いてましたんですけども、現状は写真を見てもらったとおり、10年以上耕作されていない土地ですけども、比較的道から少し上がったところですので、復元はしやすいかなと思って話をしました。また、ほんで、事務局から説明があったように、来年からメークイン、ジャガイモを栽培して販売していきたいということですので、また土地があればどこか買いたいっちゅうことも言ってまして、意欲もありましたので、何ら問題ないと思いますので、皆様ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

(なしの声)

議長 では、ご意見等もないようですので、お諮りします。
No.1 につきまして、証明書を交付するとともに、当該者が売却決定通知書を持参し、今回の申請内容と同様の農地法第3条許可申請書が提出された場合は、会長専決による処理とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第111号 民事執行法による競売の買受適格証明書及び農地法第3条許可については、交付並びに会長専決による許可とすることに決定いたします。
続きまして、議案第112号 大津市農政審議会委員の推薦についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見、ご質問はございますか。

(なしの声)

議長 ご意見等もないようですので、お諮りしたいと思います。
議案第112号 大津市農政審議会委員の推薦については、引き続き〇〇委員にご就任いただくことで異議はございませんか。

(なしの声)

議長 ありがとうございます。
では、議案第112号につきましては、〇〇委員を推薦することで大津市長宛てに回答いたします。
〇〇委員、よろしくお願いを申し上げます。

委員 引き続きまた農政審議会委員を務めさせていただきますので、皆さん何とぞご協力よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

議長 よろしくお願いをいたします。
続きまして、報告案件です。
報告第137号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出につ

いて、報告第138号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第139号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告についてご意見、ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 ご意見等もないようですので、全体を通して何かご意見ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 何もないようですので、司会のほうにバトンタッチさせていただきます。

副 会 長 皆様、長時間にわたりまして、慎重審議誠にありがとうございました。お疲れさまでした。
以上をもちまして第25回定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたします。
ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。
それでは、定例総会を閉会といたします。

議事録署名委員

議 長（濱田 博之 委員） 印

委 員（石津 正嗣 委員） 印

委 員（安井 善次 委員） 印